事業番号 0114

						平成2	年行政事業レビ			ビューシート			文)	(文部科学省)		
事業名		要保護児童生徒		徒援助費補助等		担当部局庁		初等中等:					作成責任者			
	・開始・ 予定)年度	度		昭和34年度		担当課室			児童生徒課 学校健康教育課			ś	児童生徒課長 白間 竜一郎 学校健康教育課長 平下 文康			
会計区分 根拠法令 (具体的な 条項も記載)				一般:	设会計			施策名			Ⅱ-8 教育機会の確保のための支援づくり					づくり
		学校教育法第19条 就学困難な児童及び生徒に いての国の援助に関する法									童生徒援助費補助金交付要綱 計画(平成20年7月1日閣議決定)					
(目抄	の目的 指す姿を こ。3行程 以内)					誰な児童生徒 務教育の円?						奨励を1	行う地方な	公共団体に	こ対し、	国が必要な援
(5行	事業概要 学校教育法第19条において、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者(生活保護法第6条第2 規定する要保護者)に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされており、市町村が要保護者に対して 内。別添可) 援助を行う場合、これに要する経費の1/2を国が補助するものである。															
実施方法		□直接実施 □		□委	託•請	負 ■	補助	□負担		口交付			口貸付 口ぞ		の他	
		_	予 算 補正予算 の			21年度		22年度		23年	F度		24年度		25年度要求	
						728		704		69		823				823
予1	車額・	の				0		0 			0 97		0			
	行額 :百万円)	[状	沪			728		701			796		823		823	
			* 計 計 計 執行額			657		692			730		023	2.0		023
		;				90.2%		98.7%			91.7%					
		執行率(%)					00.7%	単位			22	生度	23年	#	目標値	
成果目	目標及び	成果指標 						中山	. 214	- 文	22	.十戊	2047	艾	(24年度)	
	果実績 가カム)	全国自治体数のうち、本						成果実績	自治体	数 1,295/	1,777	1,219	9/1,727	1,250/1	,719	1,270/1,719
(F.)F/JA)		(本利	朝助金店)	书目冶体致/	4/11	4/1付け全国自治体数)		達成度	%	73	1%	7	71%	73%	•	
活動指標及び活動実績(アウトブット)		活動指標							単位	21年	≡ 度	22	年度	23年	度	24年度活動見込
			本補助	□金を活用す	る旨の通知回数		活動実績 (当初見込 み)	回数	1		(1)	1)	_ (
単位当たり コスト		補助1件あたりのコスト 約581千円(決算額/補助件数)					算出根拠 算出根拠 1,250団体									
	-	費 目 24年度当初		予算	25年度要求	:				主	な増源	域理由				
平 成 2	費補助金	児童生徒援助 金(学用品費 等)		726百万	円	726百万円										
4 • 2 5	要保護児費補助金			97百万日	7	97百万円										
年度予算内訳																
算内																
য	計		823百万	田	823百万円											

==	事業所管部局による点検	== /m , _ == L = == -=				
評価	項目	評価に関する説明				
的	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本補助事業は、「就学困難な児童及び生徒に係る就学 一奨励についての国の援助に関する法律」に基づき、経済 的理由により、小学校及び中学校への就学が困難な学 齢児童生徒の保護者に学用品費を給与するなど就学判 励を行う市町村に対し、これに要する経費の一部を国が 補助するものであることから、国が実施する必要がある				
予算	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業 となっていないか。					
が _	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。					
資 —	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。					
<u>の</u>	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	 - 補助率を1/2としており、受益者との負担関係は妥当				
流 れ 〇	受益者との負担関係は妥当であるか。	──補助学をリンととしてあり、受益者との負担関係は女ヨ ──ある。また、対象費目については交付要綱に明記してよ ──り、真に必要なものに限定されている。				
費 —	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	り、共に必要なののに限定されたいで。				
• 0	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。					
0	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。					
f 0	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	本補助事業は法律に基づいて実施する事業であり、国の責務であることから、他の手段に比べ実効性は高い				
0	活動実績は見込みに見合ったものであるか。 類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担と	考える。 -なお、前年度に比べ成果目標の達成度は向上しており 最小限の活動実績でそのような結果を出していることか -ら、効率的な執行を行っていると言える。				
-	規模の争業がのるか。その場合、include 1 世界 1 日寺 C 回りな 収割力 在 C なっているか。					
	※類似事業名とその所管部局・府省名	また、支給された学用品費等は、経済的理由で就学困 難な児童生徒の就学を十分に支援しており、教育の機 会均等に役立っている。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A SHICKE S CO. O.				
	-関する法律」の規定に基づき、各市町村が行う就学奨励事業に対し、国	が補助を実施していく必要がある。				
	- 関する法律」の規定に基づき、各市町村が行う就学奨励事業に対し、国 ・ 関 ・ 関 ・ 関 ・ 関 ・ 関 ・ 関 ・ 関 ・ 関 ・ 関 ・ 関					
状通り		見 怪済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について り、長期継続事業の観点から検証を行った。 長期継続事業ではあるが、義務教育の機会均等と維持向				
状通い	予算監視・効率化チームの所 1. 事業評価の観点:この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、 学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であ 2. 所 見:この事業については、昭和34年度から行われている! 上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において特	見 怪済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について り、長期継続事業の観点から検証を行った。 長期継続事業ではあるが、義務教育の機会均等と維持向 段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き編				
状通い	予算監視・効率化チームの所 1. 事業評価の観点:この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、 学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であ 2. 所 見:この事業については、昭和34年度から行われている 上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において特 き維持すべきである。	見 怪済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について り、長期継続事業の観点から検証を行った。 長期継続事業ではあるが、義務教育の機会均等と維持向 段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き約				
状通い	予算監視・効率化チームの所 1. 事業評価の観点:この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、 学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であ 2. 所 見:この事業については、昭和34年度から行われている 上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において特 き維持すべきである。	見 怪済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について り、長期継続事業の観点から検証を行った。 長期継続事業ではあるが、義務教育の機会均等と維持向 段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き績				
状通り	予算監視・効率化チームの所 1. 事業評価の観点:この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、 学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であ 2. 所 見:この事業については、昭和34年度から行われている 上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において特 き維持すべきである。	見 怪済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について り、長期継続事業の観点から検証を行った。 長期継続事業ではあるが、義務教育の機会均等と維持向 段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き約				
状通い	予算監視・効率化チームの所 1. 事業評価の観点:この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、 学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であ 2. 所 見:この事業については、昭和34年度から行われている 上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において特 き維持すべきである。	見 怪済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について り、長期継続事業の観点から検証を行った。 長期継続事業ではあるが、義務教育の機会均等と維持向 段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き績				
状通い	予算監視・効率化チームの所 1. 事業評価の観点:この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、 学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であ 2. 所 見:この事業については、昭和34年度から行われている 上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において特 き維持すべきである。	見 経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について り、長期継続事業の観点から検証を行った。 長期継続事業ではあるが、義務教育の機会均等と維持に 段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き 概算要求における反映状況等)				
状通い	予算監視・効率化チームの所 1. 事業評価の観点:この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、 学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であ 2. 所 見:この事業については、昭和34年度から行われている。 上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において特 き維持すべきである。 上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(見 経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について り、長期継続事業の観点から検証を行った。 長期継続事業ではあるが、義務教育の機会均等と維持に 段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き 概算要求における反映状況等)				
状通り	予算監視・効率化チームの所 1. 事業評価の観点:この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、 学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であ 2. 所 見:この事業については、昭和34年度から行われている。 上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において特 き維持すべきである。 上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(見 経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について り、長期継続事業の観点から検証を行った。 長期継続事業ではあるが、義務教育の機会均等と維持に 段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き 概算要求における反映状況等)				
状通り	予算監視・効率化チームの所 1. 事業評価の観点:この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、 学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であ 2. 所 見:この事業については、昭和34年度から行われている。 上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において特 き維持すべきである。 上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(見 経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について り、長期継続事業の観点から検証を行った。 長期継続事業ではあるが、義務教育の機会均等と維持に 段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き 概算要求における反映状況等)				
************************************	予算監視・効率化チームの所 1. 事業評価の観点:この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、 学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であ 2. 所 見:この事業については、昭和34年度から行われている。 上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において特 き維持すべきである。 上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(見 経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について り、長期継続事業の観点から検証を行った。 長期継続事業ではあるが、養務教育の機会均等と維持に 段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引きる 概算要求における反映状況等)				
状 通 り - *********************************	予算監視・効率化チームの所. 1. 事業評価の観点:この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、デ用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であ 2. 所 見:この事業については、昭和34年度から行われている。 上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において特き維持すべきである。 上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(初まれて)。 本記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(初まれて)。 本記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(初まれて)。 本記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(初まれて)。 本記の予算監視・対応を関する。 本記の予算を関する。 本記の表して、表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	見 経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について り、長期継続事業の観点から検証を行った。 長期継続事業ではあるが、義務教育の機会均等と維持に 段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き 概算要求における反映状況等)				
************************************	予算監視・効率化チームの所. 1. 事業評価の観点:この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、デ用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であ 2. 所 見:この事業については、昭和34年度から行われている。 上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において特き維持すべきである。 上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(初まれて)。 本記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(初まれて)。 本記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(初まれて)。 本記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(初まれて)。 本記の予算監視・対応を関する。 本記の予算を関する。 本記の表して、表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	見 経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について り、長期継続事業の観点から検証を行った。 長期継続事業ではあるが、養務教育の機会均等と維持向 段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き組 概算要求における反映状況等)				
(状通り	予算監視・効率化チームの所. 1. 事業評価の観点:この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、デ用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であ 2. 所 見:この事業については、昭和34年度から行われている。 上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において特き維持すべきである。 上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(初まれて)。 本記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(初まれて)。 本記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(初まれて)。 本記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(初まれて)。 本記の予算監視・対応を関する。 本記の予算を関する。 本記の表して、表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	見 経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について り、長期継続事業の観点から検証を行った。 長期継続事業ではあるが、義務教育の機会均等と維持向 段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き 概算要求における反映状況等)				
*** **・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	予算監視・効率化チームの所. 1. 事業評価の観点:この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、注 デ用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であり、見:この事業については、昭和34年度から行われている計 上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において特 連続持すべきである。 上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(初) 本記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対 本記(回去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対 本記(回去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対 本記(回去に事業社分け・提言型政策は分け・公開プロセス等の対 は記(回去に事業社分け・提言型政策は分け・公開プロセス等の対 本記(回去に事業社分け・提言型政策は分け・公開プロセス等の対 本記)(回去に事業社分け・提言型政策は分け・公開プロセス等の対 本記)(回去に事業社分け・提言型政策は分け・公開プロセス等の対 本記)(回去に事業社分け・提言型政策は分け・公開プロセス等の対 を記)(回去に事業社分け・提言型政策は分け・公開プロセス等の対 を記)(回去に事業社分け・提言型政策は分け・公開プロセス等の対 を記)(回去に事業社分け・提言型政策は分け・公開プロセス等の対 を記)(回去に事業社分け・提言型政策は分け・公開プロセス等の対 を記)(回去に事業社分け・提言型政策は分け・公開プロセス等の対 を記)(回去に事業社分け・提言型政策は分け・公開プロセス等の対 を記)(回去に事業社分け・提言型政策は分け・公開プロセス等の対 を記)(回去に事業社分け・提言型政策は分け・公開プロセス等の対 を記)(回去に表)(日本の対 の表)(日本の対 の表)	見 経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒についてり、長期継続事業の観点から検証を行った。 長期継続事業ではあるが、義務教育の機会均等と維持向 段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き値 概算要求における反映状況等)				

文部科学省 730百万円 【補助】 A. 都道府県47機関 730百万円 (要保護児童生徒援助費補助金の支出) ※法令等に基づき、国に代わって補助事業者への 支出を行うものであり、都道府県において物品調達 等は行っていない。 【補助】 B. 市区町村1,250機関 730百万円 (要保護児童生徒への就学援助の実施) 資金の流れ (資金の受け 取り先が何を 行っているが について補足 する)(単 位:百万円)

		A.大阪府			E.				
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)			
	補助金	要保護児童生徒援助費補助金の支出	115			(17)[])			
	計		115	計		0			
		B.大阪市		F.					
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)			
	補助金	要保護児童生徒に対する学用品費等 補助	38			(117313)			
	補助金	要保護児童生徒に対する医療費等補助	2						
港口 法 体									
費目・使途 (「資金の流れ」									
においてブロッ クごとに最大の									
金額が支出されている者につい									
て記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)									
で実情が分かるように記載)									
5) C C C E E E	計		40	計		0			
		C.		G.					
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額(百万円)			
	計		0	計		0			
		D.	<i>م</i> مح	H					
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)			
	計		0	計		0			

支出先上位10者リスト Δ 栗保護児童生徒援助費補助金の支出

	支 出 先	業務概要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪府	要保護児童生徒援助費補助金の支出	115	-	-
2	北海道	要保護児童生徒援助費補助金の支出	72	-	-
3	東京都	要保護児童生徒援助費補助金の支出	62	-	-
4	神奈川県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	52	-	-
5	福岡県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	43	-	-
6	兵庫県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	42	-	-
7	埼玉県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	31	-	-
8	広島県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	31	-	-
9	京都府	要保護児童生徒援助費補助金の支出	30	-	-
10	愛知県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	20	-	-

^{*} 本件は補助事業